



発行 東京都

目次

78

告示

○平成二十七年東京都人事行政の運営等の状況の公表………（総務局人事課）…

告示

●東京都告示第千五百九十二号

東京都人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年度東京都条例第八号）第六条の規定により、平成二十七年東京都人事行政の運営等の状況を公表する。

平成二十七年十一月二日

東京都知事 舛添 要一

I 人事行政の運営の状況

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 採用者数及び退職者数の状況（平成26年度）

区分	採用者数	退職者数				計
		定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	
知事部局	1,486人	625人	170人	662人	31人	1,488人
行政委員会等	32人	17人	8人	3人	0人	28人
交通局	129人	116人	18人	22人	8人	164人
水道局	141人	154人	11人	16人	5人	186人
下水道局	153人	142人	4人	14人	1人	161人
教育庁（学校）	2,515人	1,633人	424人	726人	48人	2,831人
警視庁	1,736人	1,114人	175人	434人	35人	1,758人
東京消防庁	785人	572人	129人	103人	6人	810人
合計	6,987人	4,373人	939人	1,980人	134人	7,426人

（注）1 知事部局には、労働委員会事務局及び収用委員会事務局を含む。以下同じ。

2 行政委員会等とは、議会局、教育庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び海区漁業調整委員会事務局をいう。以下同じ。

3 採用者数は、競争試験及び選考による採用者の計である。

なお、25年度中に実施した、26年度に向けた前倒し採用者を含む。

4 退職者数のその他の区分は、任期満了に伴う退職者、死亡退職者及び分限又は懲戒処分による免職者の計である。

2 昇任試験及び昇任選考の実施状況（平成26年度）

(1) 人事委員会又は人事委員会の権限委任により任命権者が実施する昇任試験及び昇任選考
「II 人事委員会の業務の状況」第1及び第3に記載されているとおりです。

(2) 教育公務員特例法の規定により教育長が実施する昇任選考

ア 東京都公立学校主任教諭選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	1,557人	1,002人	1.6倍
中学校	538人	337人	1.6倍
高等学校	372人	236人	1.6倍
特別支援学校	183人	124人	1.5倍
合計	2,650人	1,699人	1.6倍

イ 東京都公立学校4級職(主幹教諭・指導教諭)選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	99 人	72 人	1.4 倍
中学校	56 人	38 人	1.5 倍
高等学校	54 人	45 人	1.2 倍
特別支援学校	29 人	29 人	1.0 倍
小計	238 人	184 人	1.3 倍
小学校	290 人	289 人	1.0 倍
中学校	138 人	138 人	1.0 倍
高等学校	82 人	81 人	1.0 倍
特別支援学校	13 人	13 人	1.0 倍
小計	523 人	521 人	1.0 倍
合計	761 人	705 人	1.1 倍

ウ 東京都公立学校教育管理職選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
A 選考	126 人	102 人	1.2 倍
小学校	161 人	158 人	1.0 倍
中学校	59 人	58 人	1.0 倍
高等学校	35 人	35 人	1.0 倍
特別支援学校	33 人	10 人	3.3 倍
小計	288 人	261 人	1.1 倍
小学校	13 人	13 人	1.0 倍
中学校	8 人	6 人	1.3 倍
高等学校	2 人	2 人	1.0 倍
特別支援学校	2 人	2 人	1.0 倍
小計	25 人	23 人	1.1 倍
合計	439 人	386 人	1.1 倍

エ 東京都公立学校校長候補者選考

区分	受験者数 a	合格者数 b	倍率 a/b
小学校	629 人	142 人	4.4 倍
中学校	248 人	59 人	4.2 倍
高等学校	108 人	30 人	3.6 倍
特別支援学校	42 人	5 人	8.4 倍
合計	1,027 人	236 人	4.4 倍

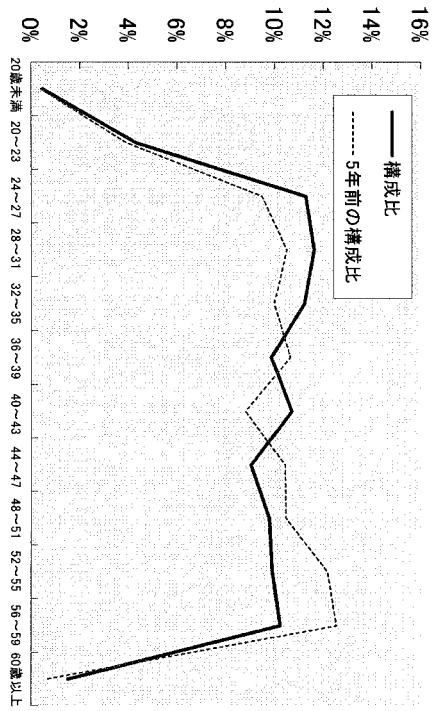
3 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成27年	平成26年			
普通会計部門	議会	152 人	151 人	1 人	増加理由：2020年オリンピック・パラリンピック大会の開催準備、木密地域不燃化10年プロジェクトの推進、国勢調査の実施等 減少理由：首都高速道路建設事業の業務減、清掃整理事務等の執行体制の見直し等 (参考：人口10万人当たり職員数137.25人)
	総務	2,977 人	2,874 人	103 人	
	労働	2,941 人	2,973 人	△32 人	
	税務	656 人	662 人	△6 人	
	農林水産	601 人	580 人	21 人	
	工業	483 人	464 人	19 人	
	土木	4,714 人	4,528 人	186 人	
	衛生	2,816 人	2,854 人	△38 人	
	民生	2,964 人	3,097 人	△133 人	
	計	18,304 人	18,183 人	121 人	
教育部門	教育	64,123 人	63,585 人	538 人	(参考：人口10万人当たり職員数1108.05人)
	警察	46,614 人	46,583 人	31 人	
	消防	18,735 人	18,738 人	△3 人	
	小計	147,776 人	147,089 人	687 人	
	病院	7,090 人	6,951 人	139 人	
公営企業等全計部門	交通	6,258 人	6,267 人	△9 人	増加理由：救命救急体制の強化 減少理由：民間等への委託、高齢者施設の廃止、執行体制の見直し等
	水道	3,561 人	3,639 人	△78 人	
	下水道	2,330 人	2,340 人	△10 人	
	その他	899 人	957 人	△58 人	
	小計	20,138 人	20,154 人	△16 人	
合計	167,914 人	167,243 人	671 人	(参考：人口10万人当たり職員数1259.04人)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、再任用期間勤務職員、臨時職員及び非常勤職員を除く。
2 []内は、条約定数の合計であり、再任用期間勤務職員を含み、休職者、派遣職員、臨時職員、非常勤職員等を除く。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数 (人)	800	7,257	18,940	19,519	18,849	16,564	17,979	15,179	16,453	16,645	17,173	2,556	167,914

第2 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

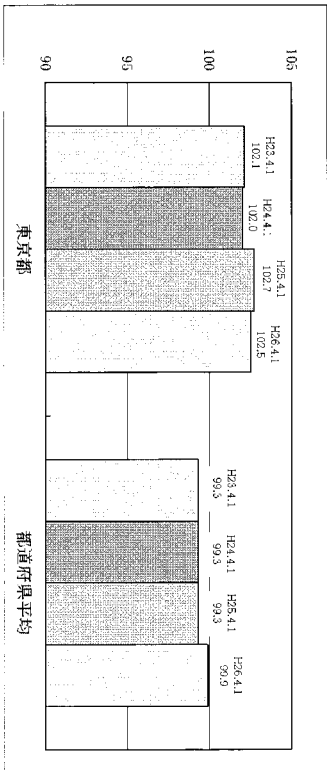
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日現在) 人	歳出額 A 千円	実質収支 千円	人件費 B 千円	人件費率 B/A %	(参考) 25年度の 人件費率 %

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A 人	給与		費用		一人当た り給与費 B/A 千円	(参考) 都道府県平 均一人当た り給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
26年度	147,084	587,619,148	251,881,691	254,062,991	1,093,563,830	7,435	6,875

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 都道府県平均は、平成25年度地方財政状況調査によるものである。

(3) ラスバインズ指数の状況 (平成26年4月1日現在)



- (注) 1 ラスバインズ指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与増額措置がないとした場合の値である。

【参考】
 都職員の給与は、毎年、人事委員会が民間企業の給与の実態を調査して行う報告に基づき、都議会の審議を経て条例により決定されており、都内の民間企業の給与水準を適正に反映する付組みとなっている。
 一方、平成26年度賃金構造基本統計調査(厚生労働省)によれば、全国を100とした場合に、都内民間企業の賃金水準は125.6となり都道府県で最も高い水準にある。都においては、今後とも引き続き、人事委員会勧告に基づき、適正な給与水準を保っていく。

(4) 給与改定状況

ア 月例給

区分	人事委員会の報告			
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	割合 (改定率) %
27年度	405,215	404,735	480 (0.12%)	0.12

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会報告において公民の4月分の給与額をラス・バイ・ラス比較した平均給与月額である。

イ 特別給

区分	人事委員会の報告			
	民間の支給割合 A 月	公務員の支給月額 B 月	較差 A-B 月	割合 (改定月数) 月
27年度	4.30	4.20	0.10	0.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた給与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤続手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

ア 給料表の見直し

地域手当を20%に引き上げること踏まえ、民間給与水準との均衡を図る観点から、給料月額を平均1.7%引下げ

イ 地域手当の見直し

区部・多摩地域について、国が定める1級地の制度完成時の支給割合と同様とするため、18%から20%へ引上げ

ウ その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様の見直しを実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額状況（平成27年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東京都	41.6歳	318,513円	454,886円	400,246円
国	43.5歳	335,000円	—	408,472円
都道府県平均	43.4歳	335,401円	421,368円	375,393円

イ 技能労働職

区分	公務員			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)
東京都	48.1歳	1,537人	293,483円	397,232円
うち清掃職員	50.0歳	24人	347,079円	497,483円
うち用務員	50.3歳	579人	274,570円	357,119円
うち自動車運転手	50.4歳	44人	314,482円	502,796円
うち守衛	50.2歳	41人	312,188円	448,663円
うち電話交換手	40.3歳	49人	255,751円	331,833円
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—
都道府県平均	51.2歳	282人	331,881円	387,064円

区分	民間			参考 A/B
	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
東京都	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理従事員	44.7歳	288,100円	1.73
うち用務員	用務員	54.3歳	199,300円	1.79
うち自動車運転手	白家用自動車運転者	52.1歳	319,100円	1.58
うち守衛	守衛	58.1歳	257,800円	1.74
うち電話交換手	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース (試算値) の比較	民間 (D)	C/D
東京都	—	—	—
うち清掃職員	7,754,875円	3,939,100円	1.97
うち用務員	5,658,389円	2,747,000円	2.06
うち自動車運転手	7,642,611円	4,228,500円	1.81
うち守衛	7,125,654円	3,495,400円	2.04
うち電話交換手	5,201,392円	—	—

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3か年平均)

- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
- 3 年収ベースの「公務員 (C) 」及び「民間 (D) 」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 高等 (特殊・専修・各種) 学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	43.7歳	362,056円	468,959円
都道府県平均	44.8歳	383,450円	443,343円

エ 小・中学校 (幼稚園) 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東京都	40.9歳	342,472円	443,342円
都道府県平均	43.5歳	368,928円	422,542円

オ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東京都	38.8歳	319,280円	497,031円	400,722円
国	41.3歳	316,666円	—	367,707円
都道府県平均	38.8歳	321,974円	463,360円	366,254円

- (注) 1 「平均年齢」は、10進法で小数点第1位までを表している。
- 2 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当 (時間外勤務手当) などの諸手当の額を合計したものであり、「地方公務員給与実態調査」において明らかにされているものである。また、「平均給与月額 (国ベース) 」は、国家公務員の平均給与月額には時間外

勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

4 国・都道府県における「平均年齢」、「平均給与月額」は、平成26年地方公務員給与実態調査によるものである。

(2) 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	東京都		国	
	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
一般行政職	181,200円	143,000円	総合職 181,200円 一般職 174,200円	142,100円
	—	139,500円	—	139,500円
技能労務職	—	—	—	131,500円
	—	—	—	—
教育職	195,900円	178,400円	—	—
	—	—	—	—
警察職	210,000円	177,100円	総合職 203,100円 一般職 202,300円	163,800円
	—	—	—	—

(注) この初任給のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などが支給される。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	経験年数			
	10年	20年	25年	30年
一般行政職	284,090円	366,668円	386,831円	419,984円
	229,712円	314,848円	345,727円	374,185円
技能労務職	239,275円	285,518円	309,567円	329,488円
	—	—	348,200円	335,850円
高等学校	306,273円	397,181円	422,347円	430,832円
	268,600円	324,617円	377,880円	400,629円
小・中学校	304,149円	397,948円	422,775円	435,069円
	287,177円	375,906円	403,595円	420,621円
警察職	282,012円	371,125円	386,380円	406,518円
	252,012円	340,633円	370,864円	390,846円

(注) 諸手当は含まれていない。

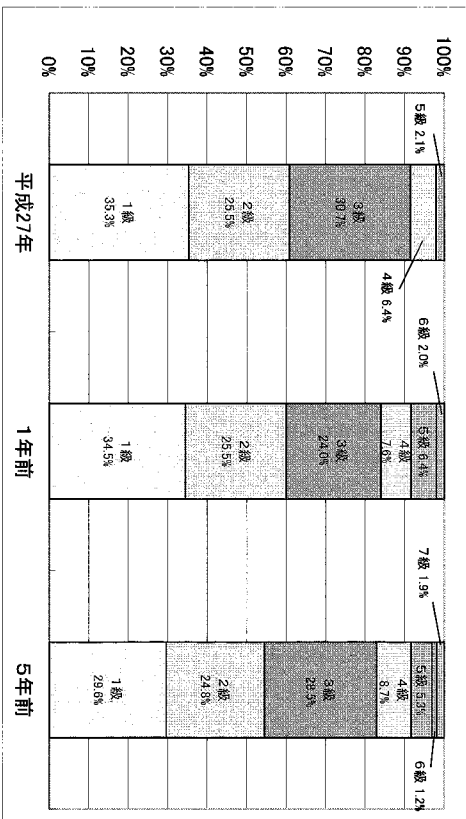
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長	400人	2.1%	493,100円	525,800円
4級	課長	1,247人	6.4%	283,200円	451,300円
3級	課長代理	5,931人	30.7%	224,100円	414,500円
2級	主任	4,933人	25.5%	197,900円	362,500円
1級	定業業務の係員	6,824人	35.3%	138,600円	325,500円

(注) 1 東京都の職員の給与に関する条例に基づき行政職給料表(一)の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 1 平成25年4月1日に7級制から6級制に変更(旧給料表の5級及び6級を廃止し、新たな5級を設置)している。

2 平成27年4月1日に6級制から5級制に変更(旧給料表の3級及び4級を廃止し、新たな3級を設置)している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評価の実施状況
地方公務員法第40条に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日
を評定基準日として勤務成績の評価を実施している(内容の詳細については、東京都職員の人事考課
なお、昭和47年から「管理職に対する人事考課制度」として職務記録と自己申告を制度化し、昭和61
年度から、一般職員に対しても「職務評価制度」と自己申告制度を導入している。

2 昇給への勤務成績の反映状況
管理職については、業績・能力総合評価の結果に基づき昇給区分(昇給なし～6号昇給(前年度末
55歳以上の職員については(昇給なし～2号昇給)を決定した。
一般職員については、勤務成績に基づき昇給区分(3号昇給～6号昇給(前年度末55歳以上の職員
については(昇給なし～2号昇給)を決定した。
平成27年4月1日の昇給において、一般行政職(知事部局)の職員数11,290名中、上位区分(5
号昇給～6号昇給(前年度末55歳以上の職員については1号昇給～2号昇給)に決定された職員は
3,163名(28.0%)であった。
※ 行政職給料表(一)5級については、平成25年4月1日より、給料月額の変動に伴い昇給制度
を廃止している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東京都		国	
1人当たり平均支給額(26年度)	1,734千円	-	-
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.60月分	2.60月分	1.50月分
(1.45)月分	(0.75)月分	(1.45)月分	(0.70)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤続手当への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の基準状況
地方公務員法第40条第1項に基づき、毎年管理職については3月31日、一般職員については12月31日を評定基準日として勤務成績の評定を実施している(内容の詳細については、東京都職員の人事考課に関する規程を参照)。
なお、昭和47年から管理職に対する人事考課制度として職務記録と自己申告を制度化し、昭和61年から一般職員に対しても業績評価制度と自己申告制度を導入している。

2 勤続手当への勤務成績の反映状況
平成5年6月から、管理職(課長級以上)を対象として業績評価に基づく成績率を導入し、能力・業績に基づく勤務実績を勤続手当へと反映している。平成15年6月から、一般職員のうち課長補佐級及び係長級に、平成25年6月から、全ての一般職員に成績率を導入している。また、再任用職員については、平成25年6月から管理職に、平成26年6月から一般職員に成績率を導入している。

管理職(再任用職員を除く)については、業績・能力総合評価の結果に基づき、成績率の段階(5段階)を決定している。一般職員については、業績評価の結果に基づき、成績率の段階(課長代理級は4段階、それ以外の一般職員については3段階)を決定している。

平成28年12月の成績率は、課長級は10000分の0までの範囲内、課長代理級は10000分の14000から10000分の17000から10000分の0までの範囲内、課長補佐級及び係長級は10000分の14000から10000分の8001までの範囲内で決定している。

平成28年12月の勤続手当において、行政職給料表(一)が適用される知事部局の管理職及び課長補佐級・係長級において、最上位に決定された職員は、いずれも10%程度であった。

※ 平成27年4月1日から、課長補佐級及び係長級職を廃止し、新たに課長代理級職を設置。

(2) 退職手当 (平成27年4月1日現在)

東 京 都		国	
(支給率)	自己都合 勤続・定年	(支給率)	自己都合 勤続・定年
勤続20年	23.50月分	勤続20年	20.445月分 25.55625月分
勤続25年	31.50月分	勤続25年	29.145月分 34.5825月分
勤続35年	45.00月分	勤続35年	41.325月分 49.59月分
最高限度額	45.00月分	最高限度額	49.59月分 49.59月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 2,546千円 22,988千円		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した全職種に属する職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度普通会計決算)		109,172,369 千円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
特別区、医師、歯科医師	104,818 人		18 %
武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市、福生市、清瀬市	10,929 人		15 %
八王子市、府中市、調布市、昭島市、小平市、日野市	15,818 人		13 %
立川市	3,052 人	20 %	12 %
小念井市、青梅市、東村山市	4,016 人		11 %
三鷹市、あきる野市、東大和市	2,956 人		10 %
東久留米市、羽村市	1,298 人		6 %
武蔵村山市	567 人		3 %
瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	336 人		0 %
柳ヶ浦市	116 人		13 %
市原市	40 人		7 %
八街市	6 人	12 %	3 %
鴨川市、館山町、鵜南町	84 人		0 %
吊上地域	1,307 人	0 %	0 %
平均支給率		19.8 %	16.3 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し、国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(4) 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績 (26年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度普通会計決算)	職員全体に占める手当支給職員の割合 (26年度)	手当の種類 (手当数)	
8,768,473 千円	147,194 円	40.1 %	37 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 26年度決算	支払職員に対する 支給単価
死体取扱・解剖等業務手当、死体処理手当	知事部局職員、警視庁職員	死体解剖等の業務	255,707 千円	日額 200～610 円、1 体 190～3,200 円
危険現場等作業手当、高所作業手当、高所作業手当、高所作業手当	知事部局職員、人事委員会事務局長職員、教育庁職員、警視庁職員	潜水作業、高所作業等	2,884 千円	日額 100～940 円、1 台 150～300 円
防疫等業務手当	知事部局職員	感染症・結核患者の治療・看護等の業務	1,760 千円	日額 1 勤務 210～720 円
精神神経疾患診療等業務手当	知事部局職員	精神科救急業務、措置入院に関する業務等	2,678 千円	日額 170～500 円、1 回 720～1,420 円
と畜解体作業等業務手当	知事部局職員	と畜解体・と畜検査業務等	23,719 千円	日額 550～2,720 円
放射線・有害物等取扱業務手当、放射線取扱業務手当、有害薬品取扱業務手当	知事部局職員、学校職員、警視庁職員	放射線の操作業務等	7,697 千円	日額 1 勤務 180～390 円
船舶勤務手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員	船自法の適用を受ける職員の乗船勤務	14,590 千円	日額 1,740～2,880 円
取締・折衝等業務手当	知事部局職員	取締業務、折衝業務等	5,706 千円	日額 190～270 円
税務事務特別手当	知事部局職員	都税の賦課徴収の事務	318,747 千円	日額 340～640 円
職業訓練指導員手当	知事部局職員	職業訓練業務	25,253 千円	日額 660 円
交替制勤務者等業務手当、深夜特殊業務手当、夜間緊急招集手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員、警視庁職員、東京消防庁職員	深夜交替制勤務等の変則勤務	2,323,717 千円	日額 1 勤務 410～3,900 円、1 回 650～10,000 円
福祉等業務手当	知事部局職員	入所者の教育・介護等の業務	4,286 千円	日額 1 勤務 200～1,090 円
小窓原業務手当	知事部局職員、教育庁職員、学校職員、警視庁職員	小窓原に所在する都の機関の業務	19,574 千円	日額 300～700 円

指導業務手当	知事部局職員	東京医師アカデミーの研修計画に基づく指導業務	216 千円	日額 4,500 円
産科区業務手当	知事部局職員	分娩に係る業務等	0 千円	1 回 10,000～20,000 円
救急医療業務手当	知事部局職員	救急医療に係る業務	0 千円	1 勤務 20,000 円
特定看護分野従事者手当	知事部局職員	医療安全対策、感染管理その他の特定の看護分野に係る業務	987 千円	日額 750～2,700 円
分べん介助業務手当	知事部局職員	分べんの介助業務	0 千円	1 回 3,000 円
新生児担当医療業務手当	知事部局職員	新生児特定集中治療室(NICU)に入院する新生児に対する診療業務	0 千円	新生児 1 人 10,000 円
夜間定時制教育勤務手当	教育庁職員、学校職員	定時制課程を置く高等学校における夜間の勤務	3,621 千円	日額 520 円
夜間学級通信教育勤務手当	学校職員	中学校における夜間学級、通信教育の業務	19,978 千円	日額 710～980 円
特別支援学校看護業務手当	学校職員	特別支援学校における看護業務等	1,463 千円	日額 200 円
教員特殊業務手当	学校職員	非常災害時の緊急業務等	1,787,883 千円	日額 1,700～6,400 円
捜査等業務手当	警視庁職員	暴力団、国際犯罪組織等の捜査、取締り等	1,176,341 千円	日額 200～3,000 円、1 件 310～410 円
交通整理取締手当	警視庁職員	交通の整理、交通関係法令違反の取締り	106,596 千円	日額 300～510 円
看守手当	警視庁職員	留置施設及び検置者の管理等	130,922 千円	日額 370 円
警ら手当	警視庁職員	交番その他の派出所における業務等	1,027,871 千円	日額 300～500 円
爆発物等処理手当	警視庁職員	爆発物の識別、解体の業務等	26,709 千円	1 件 5,400 円、日額 250～5,500 円
特別救助手当、救出救助手当	警視庁職員、東京消防庁職員	自然災害等における救助・救助、国際緊急救助活動等	52,782 千円	1 回 460～840 円、日額 260～8,000 円

警制手当	更改消防員	消防部隊の運用等の指 令警制業務	10,366 千円	日額 200 円
航空作業手当、ヘリコプ ター従事手当	警視庁職員、東京消防 庁職員	航空機への搭乗、整備 等の業務	100,776 千円	日額 640～1,230 円、1 時間 400～8,130 円
検査手当	警視庁職員	理化学、法医学等による 検査又は鑑定業務	5,523 千円	日額 350 円
出勤手当	東京消防庁職員	消防活動等の業務	408,295 千円	1回 220～900 円、日額 2,600～5,500 円
救急手当	東京消防庁職員	傷病者の搬送、救急処 置等の業務	824,741 千円	1回 200～500 円
火災調査手当	東京消防庁職員	火災及び爆発の原因等 の調査	9,279 千円	日額 330 円
査察業務手当	東京消防庁職員	火災予防のための高度 の検査等の業務	52,485 千円	日額 300 円
高所活動危険手当	東京消防庁職員	はしご等を活用する高所 での消防活動等	15,341 千円	日額 220 円

(5) 超過勤務手当(時間外勤務手当)

支給実績(26年度普通会計決算)	51,380,938 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度普通会計決算)	346 千円
支給実績(25年度普通会計決算)	51,063,271 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度普通会計決算)	344 千円

(6) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との 異同	支給対象者、支給単価 の内容	支給実績 (26年度普通会計 決算)	支給対象者1人 当たり平均支 給年額 (26年度普通 会計決算)
扶養手当	【内容】扶養親族を有する職員に支給 【支給額】(1)配偶者 13,500 円(欠配一人 を1人として) (2)配偶者以外 の扶養親族 6,000 円 ※満16歳年度初めから満22歳年 度末までの子がいる場合の加算 4,000 円	異なる	【国】(1)配偶者 13,000 円 (2)配偶者以外 の扶養親族 6,500 円 ※満18歳年度初めから 満22歳年度末までの 子がいる場合の加算 5,000 円	14,089,578 千円	226,157 円
住居手当	【内容】自ら居住するための住居を借 り受け、月額15,000 円以上の家 賃を払っている世帯主等に支給 当該年度末年齢35歳未満の職 員にのみ支給し、管理職には支給 されない【支給額】15,000 円	異なる	【国】(1)住居手当 (2)住居・借間 支給限度額 27,000 円	3,205,898 千円	193,291 円

初任給 調整手当	【内容】専門的な知識を必要とし、かつ 採用による欠員補充が困難であ る等の事情が考慮される以下の 職員に支給 【支給額】(1)医師・歯科医師 ①医師・歯科医師等 145,000～306,900 円 ②歯外施設等 118,000～268,500 円 ③監理医務院 68,000～202,000 円 ④保健所・都立病院等 52,000～175,100 円 ⑤本庁・研究所 18,000～121,900 円 (2)卸売師・看聴師等 900～5,800 円 ※(1)は大学卒業後 40 年間、(2) は学位等卒業後 5 年間支給	異なる	支給対象者、支給割合 【国】(1)医師・歯科医師 ①離島・きき地 55,000～112,200 円 ②人口が少ない市町 村 52,500～366,700 円 ③地政手当5級地以下 47,500～307,000 円 ④地政手当4級地 37,500～249,800 円 ⑤地政手当1～3級地 26,500～183,700 円 (2)医系教官 16,900～50,300 円 (3)研究者等 20,000～100,000 円 ※(1)及び(2)は採 用から35年間、 (3)は採用から 10年間支給	238,699 千円	840,489 円
通勤手当	【内容】通勤のために交通機関等を利 用し運賃等の負担を等例とする使 用職員又は自動車等交通用具の使 用者を等例とする職員に支給 【支給額】(1)交通機関等利用者 原則として、6ヶ月定期乗額 (1月当たり乗額55,000円) (2)交通用具利用者、使用距離に 応じた乗額(①～③)の6月 ①一般乗額 2,600～15,000 円 ②通勤不便乗額 3,900～29,700 円 ③障害者乗額 4,500～37,200 円 (3)交通機関・交通用具利用者 原則として(1)と(2)の合計 額(1月当たり乗額 55,000 円)	異なる	距離制限、加算額 【国】(1)距離制限60 km以上 (2)加算額 8,000 ～70,000 円(職員・配 属者の住宅の距離が 100km以上の場合に加 算)	20,697,533 千円	159,808 円
給料の特 別調整額 手当(管理 職)	【内容】公署を異にする異動又は転勤 する公署の移転に伴い、転居し、 やむを得ない事情により配偶者 と別居し、距離制限(80km以上) を課せしめる職員に支給 【支給額】(1)基礎額 30,000 円 (2)加算額 6,000～70,000 円 (100km以上の距離が 100km以上加算)	異なる	支給対象者、支給割合 【国】46,300～146,400 円	8,729,174 千円	1,064,144 円

【内容】 離島に所在する生活の著しく不便な地に所在する公立又は採用に伴って児童を移転した職員に、特別勤務手当に準ずる手当を支給する。	異なる	【国】 特別勤務手当に準ずる手当 2/100～6/100	598,552千円	945,580円
【内容】 離島に所在する生活の著しく不便な地に所在する公立又は採用に伴って児童を移転した職員に、特別勤務手当に準ずる手当を支給する。 【支給額】 勤務手当(異動又は採用に際しては、へき地手当に準ずる手当を支給) × 支給割合(1/100～6/100)			638,689千円	978,084円
【内容】 定時制課程又は通信制の課程を置く高等学校の教職職員等 【支給額】 給料月額(2/100～5/100) × 支給割合(2/100～5/100)			244,403千円	183,348円
【内容】 水産又は工業に関する課程を置く高等学校、養育を伴う課程を主として担任する教職職員等 【支給額】 給料月額(4/100～8/100) × 支給割合(4/100～8/100)			243,710千円	256,537円
【内容】 養育職員等に支給 【支給額】 8,570円			3,667,102千円	61,930円
【内容】 農業普及指導員若しくは林業普及員等 【支給額】 14,000円 (2) 行(一)3級以上 21,000円 (3) 行(一)2級以下 19,500円			9,752千円	256,632円
【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給額】 (1) 管理宿直(本部当直) 6,000円 (2) 業務宿直 6,600円 (3) 本署当直 7,800円 (4) 島部当直 6,600円 (5) 学校当直 6,100円 (6) 医師宿直 30,000円 ※5時間未満は1/2の額	異なる	【国】 支給対象者 (1) 一般の宿日直 4,200円 (2) 特別の宿日直 5,100～7,200円 (3) 医師当直 20,000円 (4) 常直 21,000円 ※5時間未満は1/2の額	1,046,372千円	161,278円

【内容】 指定職給料表適用職員・管理職公務の運営の必要に要する週休又は休日勤務した場合に支給 【支給額】 (1) 4,000～18,000円(勤務時間が6時間超の場合)、6,000円(2) 2,000～6,000円	異なる	【国】 16,000～18,000円(勤務時間が6時間超の場合)、9,000円(2) 3,000～6,000円	280,140千円	375,523円
【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員が、勤務した場合は支給 【支給額】 勤務1時間当たりの給料等の額 × 29/100	同じ	—	7,622,768千円	159,870円
【内容】 寒冷地に在勤する職員に支給 (11～3月のみ)	同じ	—	21,088,967千円	687,362円
【内容】 寒冷地手当	同じ	—	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	職名	給料月額等	支給時期
給料	知事	1,455,000円	(26年度支給割合) 2.95月分
	副知事	1,188,000円	
	教長	1,106,000円	
報酬	議長	1,270,000円	(26年度支給割合) 2.95月分
	副議長	1,146,000円 1,021,000円	
期末手当	知事	(算定方式) 給料月額×在職月数×52/100	(1期の手当額) (支給時期) 3,632万円 任期中 2,338万円 任期ごと 1,075万円 任期ごと
	副知事	給料月額×在職月数×41/100	
	教長	給料月額×在職月数×27/100	

- (注) 1 特別職の報酬等の額は、学識経験者などで構成される「東京都特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定められている。
- 2 知事及び副知事には、地域手当を一般職員と同様に支給している。
- 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(知事及び副知事は4年=48月、教長は3年=36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年4月1日より教育委員長と教長が一本化されたことに伴い、教長は一般職から特別職に位置付けられた。

6 公営企業職員の状況

(1) 交通事業

ア 職員給与費の状況

(イ) 決算

区分	総費用 A	純増益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占める職員給与費比率
26年度	千円 49,936,151	千円 △3,471,425	千円 26,393,281	52.9%	56.1%

区分	職員数 A	給与と費用			1人当たり給与費 B/A	(参考) 都道府県平均1人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤続手当 千円		
26年度	人 2,740	千円 10,264,740	千円 6,440,248	千円 4,445,001	千円 21,149,989	千円 7,719

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
- 3 都道府県平均は、平成25年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月額収額及び平均年齢の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月額収額
東京都	47.6歳	369,604円	616,237円
団体平均	45.0歳	363,029円	591,546円

- (注) 1 平均月額収額には、期末・勤続手当等を含む。
- 2 団体平均は、平成25年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業(高速鉄道事業を含む。)の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ うちバス事業(運転手)

区分	公務員		平均月額収額 (A)
	平均年齢	職員数	
東京都	47.3歳	1,895人	356,002円
団体平均	47.5歳	1,077人	347,366円
			600,303円
			574,194円

区分	民間		平均月額収額 (B)	参考 A/B
	対応する民間の類似職種	平均年齢		
東京都	営業用バス運転者	46.9歳	443,700円	1.35
団体平均	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
東京都	7,203,637円	5,324,300円	1.35

(注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年度から平成25年度までの3か年平均)を2 民間の類似職種との比較に当たり、年齢、業務内容及び雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
3 平均月収額には、期末・勤勉手当(民間は年間賞与)等を含む。
4 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

(ウ) 期末手当・勤勉手当

東京都		参考(東京都の知事部局等)	
1人当たり平均支給額(26年度)	1,491千円	1人当たり平均支給額(26年度)	1,734千円
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分(1.45)月分	1.60月分(0.75)月分	2.60月分(1.45)月分	1.60月分(0.75)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置・職務段階別加算・管理職加算	職制上の段階、職務の級等による加算措置・職務段階別加算・管理職加算		
	15~25%		15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(ウ) 退職手当(平成27年4月1日現在)

実	東京都	参考(東京都の知事部局等)	
(支給率)	自己都合	(支給率) 自己都合	
勤続20年	23.50月分	勤続20年	23.50月分
勤続25年	31.50月分	勤続25年	31.50月分
勤続35年	45.00月分	勤続35年	45.00月分
最高限度額	45.00月分	最高限度額	45.00月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	1人当たり平均支給額 4,008千円 14,651千円	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	1人当たり平均支給額 2,546千円 22,988千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)	1,939,730千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	660,446円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数(支給率)
特別区、青梅市	20%	2,929人 20%

(ウ) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)	181,101千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	80,561円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	76.4%			
手当の種類(手当数)	2種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(26年度決算)	左記職員に対する支給単価
交替制勤務者等業務手当	乗務員、交替勤務職員	長時間拘束勤務、交替制勤務等の変則勤務	178,779千円	1勤務480円~待機10分につき50円
特定現場作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等	2,323千円	日額200円~230円 1件につき1,000円

(イ) 超過勤務手当 (時間外勤務手当)

支給実績 (26年度決算)	3,316,215 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	1,126 千円
支給実績 (25年度決算)	3,307,137 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	1,119 千円

(注) 休日給を含む。

(ロ) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給 【支給額】 (1) 配偶者 13,500 円 (欠配-子を含む。) (2) 配偶者以外の扶養親族 6,000 円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの子がいる場合の加算 4,000 円	同じ	—	482,158 千円	248,151 円
住居手当	【内容】 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円以上の家賃を払っている世帯主等に支給 当年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給し、管理職には支給されない 【支給額】 15,000 円	同じ	—	7,891 千円	171,544 円
初任給調整手当	【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師 【支給額】 52,000～175,100 円 ※大学卒業後4年間	同じ	—	— 千円	—
通勤手当	【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】 (1)交通機関等利用者 原則として、6か月定期券額(1月当たり限度額55,000円) (2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額 (①、②) × 6 月 ①一般：2,600～15,000 円 ②障害者：4,500～37,200 円 (3)交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額(1月当たり限度額55,000円)	同じ	—	387,405 千円	137,378 円

単身赴任手当	【内容】 公務を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、距離制限(80km以上)を満たし、単身で生活することを常例とする職員に支給 【支給額】 (1)基礎額 30,000 円 (2)加算額 6,000～60,000 円 (職員・配偶者の住居の距離が100km以上、住居が島しょ等の場合に加算)	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 22,600～140,800 円	同じ	—	31,722 千円	1,176,725 円
宿日直手当	【内容】 宿日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 6,000 円 ※5時間未満は1/2の額	同じ	—	0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	【内容】 (1)指定職給料表適用職員・管理職が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日又は休日に勤務した場合に支給 (2)管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日より前の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 【支給単価】 (1)4,000～18,000 円 (勤務時間が6時間超の場合は、6,000～27,000 円) (2)2,000～6,000 円	同じ	—	58 千円	0 円
夜勤手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額×25/100	同じ	—	62,926 千円	48,704 円

(注) 交通局(交通事業、高速電車事業、電気事業)では、複数の事業に関係する職員がおり、支給実績は生じているが、支給職員数を他の事業に計上している場合がある。そのため、支給職員1人当たりの平均支給年額を算出できない手当がある。

(2) 高速電事業
 ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 千円	純損益又は実 質収支 千円	職員給与費 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与比率 %
26年度	135,167,816	18,577,868	33,101,193	24.5	25.6

区分	職員数 A 人	給 料			計 B 千円	1人当 たり給 与費 B/A 千円	(参考) 都道府県平 均1人当 たり給 与費 千円
		給 料	職 員 手 当	期 末・ 勤 勉 手 当			
26年度	3,393	13,106,748	7,722,318	5,731,009	26,560,075	7,828	7,696

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 都道府県平均は、平成25年度地方公営企業決算状況調査によるものである。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
東 京 都	43.6 歳	379,421 円	625,733 円
団 体 平 均	43.3 歳	372,453 円	607,194 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 団体平均は、平成25年度地方公営企業決算状況調査による都道府県における交通事業のうち鉄道事業の平均で、再任用短時間勤務職員を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

東 京 都		参 考 (東京都の知事部局等)	
1人当たり平均支給額 (26年度)	1,554 千円	1人当たり平均支給額 (26年度)	1,734 千円
(26年度支給割合)		(26年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分 (1.45) 月分	1.60 月分 (0.75) 月分	2.60 月分 (1.45) 月分	1.60 月分 (0.75) 月分

(加算措置の状況)

職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・職務段階別加算	3～20%	・職務段階別加算	3～20%
・管理職加算	15～25%	・管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(7) 退職手当（平成27年4月1日現在）

東 京 都		参 考 (東京都の知事部局等)	
(支給率)	自己都合 勤続・定年 勤続20年 23.50月分	(支給率)	自己都合 勤続・定年 勤続20年 23.50月分
	勤続25年 31.50月分		勤続25年 31.50月分
	勤続35年 45.00月分		勤続35年 45.00月分
最高限度額	45.00月分	最高限度額	45.00月分

その他の加算措置
 定年前早期退職特別措置（2%～20%加算）
 1人当たり平均支給額 1,287千円 20,291千円
 1人当りの平均支給額 2,546千円 22,988千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(7) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績 (26年度決算)	2,459,312 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	683,522 円
支給対象地域	支給率 支給対象職員数 (支給率)
特別区	20 % 3,535 人
中川市	20 % 55 人

(7) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績 (26年度決算)	244,140 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	83,984 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (26年度)	80.5 %			
手当の種類 (手当数)	2種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
交替制勤務者等	乗務員、交替勤務	長時間拘束勤務、交替制勤務等の変則勤務	237,702 円	1勤務450円～待機10分につき50円
特定理現作業手当	技術系職員等	危険・有害業務等	6,439 円	日額200円～230円1件につき1,000円